

## 居宅介護支援事業所重要事項説明文書

### 1. 事業所の概要

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 事業所名       | 医療法人啓信会訪問看護ステーションきづ川はろ一居宅介護支援事業所 |
| 所在地        | 京都府城陽市平川西六反46-1                  |
| 介護保険指定番号   | 2662890033                       |
| 管理者        | 木村 智得                            |
| サービス提供実施地域 | 原則として城陽市内                        |

### 2. 事業所の目的と方針

要支援及び要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

居宅介護支援の提供に当たっては、関係機関・サービス提供事業者と連携を図って利用者の状況の把握に努め、必要な対応を行ないます。また、サービス提供に当たり、利用者またはその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。

### 3. 相談または苦情に対する窓口

利用者からの相談または苦情に対応する当事業所の担当者は、管理者 木村智得 です。

ご相談・苦情等ございましたら、直接またはお電話（0774-52-0086）でお申し出下さい。また、サービス利用にあたり、利用者は下記の所へ苦情を申し立てる事ができます。

| 団体名            | 連絡先等   |
|----------------|--|
| 京都府国民健康保険団体連合会 | 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00<br>電話：075-354-9090<br>FAX：075-354-9055（随時） |
| 城陽市高齢介護課介護保険係  | 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00<br>電話：0774-56-4037<br>FAX：0774-56-3999（随時） |

### 4. 事業所の職員体制

|         | 常勤／非常勤 | 兼務内容          |
|---------|--------|---------------|
| 管理者     | 常勤兼務1名 | 管理者・介護支援専門員   |
| 介護支援専門員 | 常勤兼務3名 | 介護支援専門員・訪問看護員 |

### 5. 事業所の営業時間

(1) 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで 土曜日は午前8時30分から午後1時まで（ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。）

(2) 上記時間外については、留守番電話で対応します。

## 6. 居宅介護支援事業の相談申込からサービス提供までの流れと主な概要

(1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族から情報を収集して解決すべき課題を把握します。

(2) 課題の解決のために必要な指定居宅サービス事業者等の情報提供を行ない、利用者にサービスの選択を求めます。そのうえで課題に対する目標、その達成時期、サービス内容等を記載した居宅サービス計画書の原案を作成します。

① 居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができ、また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。

② 特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

(重要事項追加資料)

(3) 利用者・サービス担当者によるサービス担当者会議（開催場所：自宅ないし入院中の病院、入所中の施設）を開催し、居宅サービス計画書原案の内容について検討を行ない、利用者から文書による同意を受けます。

(4) 居宅サービス計画書に基づいてのサービス提供開始後、自宅への訪問（原則として1カ月に1回程度・その他必要時）・指定居宅サービス事業者との連絡調整により経過観察に努めます。

(5) 状態の変化等の必要に応じ、居宅サービス計画変更や要介護認定区分変更の支援等の必要な対応を行ないます。

(6) その他、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合は、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行ないます。

## 7. 利用料金等

① 居宅介護支援利用費（要介護1・2：11,316円 / 要介護3・4・5：14,702円）は、介護保険法に則り、利用者の自己負担は生じません。（法定代理受領）

② 介護保険の認定後であっても、保険料の滞納等の理由により、法定代理受領できなくなる場合があります。その際、居宅介護支援料金を頂戴し、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日市町村の介護保険の窓口へ提出されますと、払い戻しを受けることができます。

③ 交通費

標記のサービス実施提供地域内では交通費は無料ですが、地域外の方で相談に関して訪問する場合の交通費は原則として以下の額を頂戴することがあります。なお、タクシーや交通機関を利用した場合は実費でご負担いただきます。

通常実施地域を超えて片道2km以上 1回 500円

④ その他の費用が必要となる場合にはその都度ご説明させていただきます。

8. 次の理由の場合当事業所ではご相談等対応できない場合があります。その場合は、他居宅介護支援事業所等をご紹介させていただきます。

(1) 事業所の介護支援専門員の員数や業務量からみて申し込みに応じきれない場合

(2) 申し込み者の所在地が実施地域以外の場合

(3) 他の居宅介護支援事業所にも併せて居宅介護支援依頼等を行っていることが明確な場合

## 9. 秘密の保持

当事業所の介護支援専門員並びにその他職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の秘密は厳守いたします。なお、この対応は契約終了後・職員の退職後も同様です。ここでいう正当な理由とは、利用者等に説明し同意を得た場合に限定して、サービス担当者会議等の席上利用者等の個人情報を用いる場合をいいます。

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供の過程において事故等が生じた場合、または緊急に対応すべき事柄が生じた場合については、速やかに利用者の家族、市町村、主治医、利用しているサービス事業所等に連絡を行なうとともに、必要な処置を講じます。なお、事故等の原因を解明し、再発防止に努めます。

## 11. 医療機関等との連絡について

事業所は、利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について、必要に応じ連絡を取らせていただきます。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

- ① 不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 12. ハラスメント対策について

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメント行為により、健全な信頼関係を築くことができないと判断し、改善のない場合は、サービス中止や契約を解除して頂く場合があります(認知症等の病気や障害のある方による行為も含む)。

- ① 身体的暴力：身体的な暴力を使って危険を及ぼす行為（職員が回避したため、危害を免れた場合を含む）。  
例：物を投げつける等。
- ② 精神的暴力：威圧的な行為・態度や過剰な要求等。個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。  
例：声を荒げる。必要以上の長時間の拘束。理不尽な要求等。
- ③ セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ・いやがらせ、好意的態度の要求等。  
例：必要もなく手や腕を触る等。

## 13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者は、管理者を選定しています。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待防止のための定期的な研修を整備しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

#### 1 4. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ③ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 5. 当事業所を開設する法人の概要

|        |  |
|--------|--|
| 名称・代表者 | 医療法人啓信会 理事長 中野 博美  |
| 所在地    | 京都府城陽市平川西六反 26-1   |
| 連絡先    | 0 7 7 4 - 5 6 - 8 1 3 1  |
| 関連施設   | 京都きづ川病院（城陽市）、<br>京都四条診療所（京都市）、<br>きづ川クリニック（城陽市）<br>介護老人保健施設萌木の村（城陽市）<br>介護老人保健施設ひしの里（久御山町） |